

## パブリックコメント実施要領

### (獣医学教育に関する基準 (改定案))

#### ○ 基準改定の経緯・理由

- ・ 2017年度に開始した獣医学教育評価では、獣医学教育（学士）課程の質を保証するとともに、その維持・向上に取り組むべく、獣医学教育（学士）課程に必要な事項を定め、評価を行ってきた。
- ・ 第2期（2024年度～）の獣医学教育評価に向け、自己点検・評価及び獣医学教育評価をより効率的かつ効果的に行えるようにすべく、基準全体や「評価の視点」の構成を改めて整理した。
- ・ 基準の改定にあたっては、本協会の「基準委員会」のもとに「獣医学教育に関する基準検討小委員会」を設置し、審議・起案を行った。

獣医学教育に関する基準検討小委員会名簿

職名	氏名	所属機関
主査	村上 賢	麻布大学
委員	滝口 満喜	北海道大学
委員	田中 良和	日本獣医生命科学大学
委員	中山 裕之	動物医療センターPeco 獣医療研究所／元東京大学
委員	三角 一浩	鹿児島大学

#### ○ 主な改定点、基準の概要

##### (1) 大項目の整理・統合

機関別認証評価と重複する大項目を整理するとともに、獣医学教育（学士）課程の教育を中心とする基準体系を明確に示すため、大項目を変更する。この過程において、従来は総合参加型臨床実習に関わる事項が「教育課程」及び「教育研究等環境」の大項目に分けられているものを、改定基準では施設・設備に関する事項を除く総合参加型臨床実習の実施体制や方法に関する事項を「教育の内容、方法、成果」に集約する。

現行基準
大項目
1 使命・目的

基準 (改定案)
大項目
1 使命・目的

2 教育課程・学習成果 (1) 教育課程 (2) 学習成果 3 学生の受け入れ 4 教員・教員組織 5 学生支援 6 教育研究等環境 7 社会連携・社会貢献 8 点検・評価、情報公開	⇒	2 教育の内容、方法、成果 3 教員研究等環境 4 学生 5 教員 6 自己点検・評価
---	---	---

※基準（改定案）と現行基準の大項目の主な対応関係

現行基準	基準（改定案）
1 使命・目的	→ 1 使命・目的
2 教育課程・学習成果 (1) 教育課程 (2) 学習成果 6 教育研究等環境 (※総合参加型臨床実習の実施体制・実施方法)	→ 2 教育の内容、方法、成果
6 教育研究等環境 (※獣医学教育の実施に必要な施設・設備、各種実験・研究・診療活動に関する環境整備)	→ 3 教育研究等環境
3 学生の受け入れ 5 学生支援	→ 4 学生
4 教員・教員組織	→ 5 教員
8 点検・評価、情報公開	→ 6 自己点検・評価
7 社会連携・社会貢献	→ 削除 (※機関別認証評価の範疇として廃止)

(2) 本文の簡略化

現行基準は、獣医学教育評価を開始して初めての期であったことから、「本文」が啓蒙的かつ具体的に定められていた。改定基準では第1期において、法令で規定されている事項や教育を行ううえで必要な事項の定義についておおむね周知が図られたこと、「本文」は各大項目の趣旨を定めたものであるということを踏まえ、「本文」をより簡潔に記載することとする。また、「本文」末尾に記載のあった注や別添資料について、法令の解説は削除するとともに、自己点検・評価の手がかりとなるキーワードを示した参考資料である「評価のポイント」又は基礎的な情報を表形式で記載する「基本情報データ集」（様式作成中）に移行し、改定基準から削除する。

### (3) 評価の視点の統合・削除

現行基準においては、評価の視点が細分化されており、自己点検・評価を実施するにあたっては取組みの有無の確認が中心となるような内容であったため、類似する評価の視点について、統合を行う。

また、現行基準の大項目2 教育課程・学習成果(1)教育課程「本文」では、「④共同教育課程等に伴う教育方法」として、共同教育課程等の制度を利用して2大学以上で獣医学教育(学士課程)を行う場合について別途定め、「評価の視点」においても「共同教育課程に伴う教育方法」(評価の視点 2-25~2-27)を定めている。改定基準においては、あえて共同教育課程に関する固有の基準や評価の視点は設けずに、「自己点検・評価ワークシート」(様式作成中)において、共同教育課程としての取組みを記載することを求めるよう変更する。

以上のことから、評価の視点数が下記の通り変更となる。

旧基準(現行基準)	評価の視点数	新基準 (基準(改定案))	評価の視点数
大項目		大項目	
1 使命・目的	3	1 使命・目的	2
2 教育内容・方法・成果	計 31	2 教育の内容、方法、 成果	23
(1) 教育課程	27		
(2) 学習成果	4		
3 学生の受け入れ	5	4 学生	9
4 教員・教員組織	11	5 教員・教員組織	10
5 学生支援	7		
6 教育研究等環境	19	3 教育研究等環境	9
7 社会連携・社会貢献	2		
8 点検・評価、情報公開	5	6 自己点検・評価	5
計	83	計	58

#### ○ 基準の適用

- ・ 2024 度の獣医学教育評価からの運用を予定している。

#### ○ パブリックコメントの対象

- ・ 「獣医学教育評価に関する基準(改定案)」  
※「獣医学教育に関する基準」における「評価のポイント」について

- ・「評価のポイント」は、獣医学教育（学士）課程がより実質的な自己点検・評価を行えるよう、基準に定めた事項について具体的な取組みをイメージするための手がかりとなるキーワードを示したものであり、評価基準には含まれないため、パブリックコメントの対象外とする（詳細は「獣医教育に関する基準」における「評価のポイント」について冒頭参照）。
- ・基準案の参考資料として「評価のポイント」も添付する。その理由は、獣医学教育（学士）課程にとって、具体的なイメージをもって基準案を理解してもらうためである。

#### ※獣医学教育評価における教員数について

- ・「獣医学教育が主務と見なせる教員（獣医学に関わる教育組織の教員数に算入できる教員）の種類とその定義」は、大項目5に定める獣医学に関わる教育組織の教員数を算出するにあたって、該当する教員の種類を示したものであり、評価基準には含まれないため、パブリックコメントの対象外とする。

### ○ 意見提出期限

2022年12月20日（火）正午まで

### ○ 意見提出方法

- ・ 「獣医学教育評価に関する基準（改定案）に対する意見（様式）」に記入のうえ、電子メールにて送付する（宛先：vet@juaa.or.jp）。
  - ※ 電子メールの表題：「獣医学教育評価に関する基準（改定案）への意見」
  - ※ 様式のデータは、本協会ホームページ (<https://www.juaa.or.jp/>) の「News お知らせ」2022/11/22にも掲載

### ○ 意見の取扱い

- ・ 基準の改定作業において検討し、必要に応じて意見に基づく加筆・修正を行う。
- ・ 意見については、その採否結果とともに公表することがある（ただし、個人・団体名は明らかにしない）。

### ○ 本件に関する問い合わせ

公益財団法人 大学基準協会

評価事業部 評価第2課（担当：山越・本宮）

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13

TEL：03-5228-3883 FAX：03-5228-2323

E-mail：[vet@juaa.or.jp](mailto:vet@juaa.or.jp)

以 上